

飯能市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項、第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等）

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定める。

3 報酬の額は、次項、第5項又は第6項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）第9条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内において市長が定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内において市長が定める

ところにより決定する。

- 6 時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲内において市長が定めるところにより決定する。
- 7 報酬の額は、パートタイム会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。
- 8 前6項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬を市長が定めるところにより支給する。
- 9 期末手当は、一般職の常勤職員の例に準じて、市長が定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で市長が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（報酬の基本額の特例）

第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員であつて市長が定めるものに対する報酬の基本額は、前条第5項又は第6項の規定にかかわらず、日額10万円又は時間額8,000円を超えない範囲内において市長が定める。

（報酬及び期末手当の特例）

第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員であつて市長が定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき市長が定める。

（費用弁償）

第5条 パートタイム会計年度任用職員が通勤のためその者の住居と勤務地との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定めなければならない。

(給料等)

第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において市長が定めるところにより決定する。

3 第2条第7項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例に準じて、市長が定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で市長が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第7条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、市長が定める。

(支給)

第8条 前6条に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第2条第1項及び第6条第1項に規定する手当に限る。）の支給については、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

職種	月額
医師	給与条例別表第2医療職給料表ア医療職給料表(1)に定める

	1級における最高の号給の給料月額
看護師	給与条例別表第2医療職給料表イ医療職給料表(2)に定める 2級における最高の号給の給料月額
上記以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級、2級又は3 級における最高の号給の給料月額

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝